

10人の有資格者が、すばやく対応いたします。



北海道賃金労務研究所では、顧問先様の業務に素早く対応するために、各分野に精通した担当を配置しております。

現場主義の労務相談

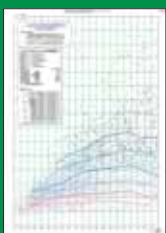
●賃金相場編：だれも知らなかった現実

●これが札幌の中小企業賃金の実態！

「誰にいくらの給与を払えばいいんだ・・・」頑張っている課長の待遇は・・・と、賃金の問題で悩む企業経営者は多いと思います。

そこで、中小企業様の実際のデータを集め、分析しました。北海道の賃金相場を明らかにしました。これを見れば、世間の中小企業と比べて自社の水準がどのあたりにあるのか、一目瞭然です。

このような統計は主に厚生労働省や経営者協会が作っていますが、中小企業にとってあまり参考にはなりません。「アンケート記入による自己申告制であること」「架空の標準者を前提にしたモデルの賃金であること」「所定内賃金と所定外賃金との区分けが不明確であること」などの問題点があるからです。



●実在者賃金へのこだわり

賃金統計には「モデル賃金」と「実在者賃金」というものと、2つあります。「モデルの賃金」とは、標準者（これをモデルといいます）が定年退職するまでの賃金を表したものです。標準者とは、新卒で入社し標準的に昇進・昇格、つまり課長や部長となり、そして定年退職まで行く人のこと。その場合にいくらかになるのかを調べて発表します。つまり、「新卒⇒勝ち組」の賃金相場を調べたものがモデル賃金という訳です。

ここで少しお考えください。そもそも、皆様の会社にそのモデルに該当する人物は何人いらっしゃいますか？ 中には0人という会社も少なくないはず。そもそも正社員300人未満の中小企業では、約9割近い人が中途入社です。中小企業の場合は残念ながら「中途で入社し中途で退職」。これが実態です。にもかかわらず「モデル賃金」は、「新卒で入り、課長部長となり定年まで行く」ことをイメージして分析されているのです。モデル賃金の水準を下に「あなたの会社は賃金が低いです。」「このぐらい低いです。」という指摘はナンセンスで

す。若年層にも差がありますが、特に中高年になるとその差は顕著。極端に言えば、「モデルの賃金」の3分の2しかないということ、あなたの会社の賃金は低いということになってしまいます。おかしいと思いませんか？ やはり、実在者の賃金を調査してこそ、中小企業の実態・賃金相場が明らかになるのです。

●「30万円しか」と「30万円も」

中小企業にとって必要な情報は、上記でも述べましたとおり実在者の賃金です。同じ地域で、同じ規模の会社がいくらの賃金を払っているのかという実態を知ること。それに対して、うちの会社がいくら払っているのかという比較。こうした比較こそが経営者にとって必要なものさしなのです。経営者にはいろいろな悩みがありますが、そのうちのひとつは賃金です。例えば30万円という賃金があったとします。社員は「30万円しかもらっていない」と言うでしょう。しかし、社長は「30万円も払っている」と言うでしょう。この「しか」という言葉と「も」という言葉は違って見れば立場の違いですから、いくら話し合ってもその溝は基本的に埋まることはないでしょう。35万円に引き上げても、また同じ議論が起きるわけです。このように経営者は、常に社員の賃金の問題に悩まされ続けるわけです。そんなとき、頼りになる指標はありません。無いので北海道賃金労務研究所は作りました。この30万円の話ですが、業界の相場を調べたところ、そこで仮に平均が30万円という数字が出たとしましょう。そうしますと、経営者としては「うちは30万円という相場にひけをとらない額を払っているのだ！」とはっきりと断言できるのです。だからこそ、経営者と社員が共有できる指標を作る必要があるわけです。相場に照らし合わせたとき、自分の会社が相場にふさわしいきちんとした金額を払っていることがわかれば、そのことを労使双方が認めてさらに業績を向上し賃金を向上するという意味で共通の土台に立つことができます。

北海道賃金労務研究所では、実在者賃金をはじめ、机上論では無い実践から導きだした真の解答を揃えています。

北海道賃金労務研究所の業務内容は、下記ウェブサイトからもご覧頂けます。

URL <http://www.roum-tingin.jp/>

北海道賃金労務研究所

検索

セミナーのご案内

講師：石田 和彦

●各セミナーの所要時間は3時間程度です。セミナーのお申し込みは、各セミナー主催者をお願い致します

7月3日(火)	「年収300万円時代到来！儲かる労務管理の仕組みづくりとは！」 ～働き勝ちする企業を目指す～	主催： 札幌市産業振興センター
9月12日(水)	「問題社員の教育と実務対策」 ～対策を誤って問題を長期化・複雑化させないために：社内対策編～	主催：札幌商工会議所
10月29日(月)	「採用・雇入れ実務」～入れてはいけない人材を入社させないために～	主催：札幌商工会議所
11月22日(木)	「給与制度構築」～本音の人事・給与制度のつくり方～	主催：札幌商工会議所

※開催性が高いため、社会保険労務士および同業コンサルタントのセミナー参加はご遠慮下さい ※セミナーのタイトル・内容は一部変更することがございます

詳しくは、WEBサイトまたはお電話よりお問い合わせください



社会保険労務士法人
北海道賃金労務研究所

札幌市中央区南1条西12丁目322番地 新永ビル6F

TEL.011-271-1802 FAX.011-281-4056

URL <http://www.roum-tingin.jp/> メール roum@kyoukai.co.jp(代表)